

『山城名勝志』と明恵上人伝記

—近世における明恵上人伝記の受容—

野 村 卓 美

一 はじめに

する解説としては、

- 江戸期における明恵（一一七三～一二三二）伝記文献の受容を調査する過程で、複数の明恵伝記を参照していると記す著述を見出した。それは大島武好（以下、武好と略記）編『山城名勝志』（以下、『名勝志』と略記）である。周知の如く、同書は江戸時代を代表する地誌である。その巻九と巻十一に、明恵伝が引用されている。また、後述する如く、編者武好は、参照した文献は忠実に引用したと自負しており、後人も武好のその姿勢を高く評価している。『名勝志』は江戸期における明恵伝記の受容を調査する上で、逸することのできない書の一つと考えられる。
- 『名勝志』の編纂・刊行の経緯や、武好の経歴等に關する解説としては、
 - 野間光辰「解題」『山城名勝志』（新修 京都叢書 13。一九六八年。臨川書店）。
 - 同「解題」『山城名勝志』（新修 京都叢書 14。一九七一年。臨川書店）。
 - 藤本篤「山城名勝志」『国史大辞典』（吉川弘文館。一九九三年）。
 - 同「山城名勝志」『日本史文献解題辞典』（吉川弘文館。二〇〇〇年）。
- 伊東宗裕「『山城名勝志』解題」「山城名勝志（一）」（立命館大学図書館所蔵善本復刻叢書。近世風俗・地誌叢書7。龍溪書舎。一九九六年）。

* 卷一第14巻。

『名勝志』の編纂・刊行の経緯や、武好の経歴等に關する解説としては、

がある。

先学の指摘を中心に、『名勝志』と武好について、後述することと関連する事柄を中心に略述しておく。

『名勝志』は山城国（現京都府の中部と南部）の地誌であり、全二十一巻三十冊附図十二舗からなる。卷二十ーの奥附に「正徳元辛卯年初秋日」とあり、刊行は正徳元年（一七一）である。刊行書肆は、京都宣風坊書林である。野間氏の調査によると、「初刻・改訂・後刻三者」が現存している。検討する西園寺文庫本（現立命館大学図書館蔵）は、「初刻本と改訂再摺本の中間に位置する」本であり、附図十二舗を「欠」（伊東氏）している。また、武好の詳伝は不明であるが、野間氏は、『以文会筆記』・『家乘』等を参照し、「もと山城国乙訓郡鳥羽の人」で「家は菓子屋」であったが、「官家に奉公し」、「宝永元年十二月十六日正六位上馬少允に叙任」され、「宝永七年三月二十六日享年七十歳を以て歿」したとする。すると、その誕生は寛永十八年（一六四）となる。生涯の大半（「およそ三十年以上」（野間氏））を費やした著述は、武好入滅の翌年に刊行された。

『名勝志』が高く評価されている理由は幾つかあるが、先ず指摘すべきは、その引用文献の多さである。『名勝志』冒頭には、「野宮權中納言定基卿」（朱書）の序（諸本は、村田通信の序があるが、底本は「省く」（伊東氏））・貝原篤信（益軒）の序と「平安城記」・「山城名勝志目録」・「凡例」に続いて、「引用書目」がある。その「引用書目」には古記録・物語・軍記・日記・説話集・歌集等、夥しい文献が列挙されている。西園寺文庫本はその最後に「引用書目都合七百十三部」と朱書されている。伊東氏は、「當時としては驚嘆すべき目配り」であり、参考書籍は「とくに室町時代に手厚い」とする。

次に、評価されているのは、それらの文献を忠実に記録するという、編纂態度である。武好は、「凡例」冒頭に、一、此編は山城国の名所古跡を旧記の文にまかせて書載す故に真字仮名字各引用る書にしたかふと記している。また、巻第廿一大尾に続く跋文にも、

としころ見およひし所々筆をふるき文にかりその言葉をあつめて山城名勝志といふ見る所しるところふるき文にまかすといへともあやまれる所おほからん

とある。これらから、真名文献は漢文で、仮名文献は片仮名、または、平仮名と参照した文献に準えて記されていることがわかる。

このような編纂態度は、刊行直後から高く評価されていたようだ、天野信景が元禄年間から、享保十八年（一七三三）に歿するまで執筆した「近世の一大隨筆」（『国史大辞典』（吉川弘文館））『塩尻』卷六十四には、

○山城國名所記す文、中頃より多かれど俗間にいふ

趣きのみにて、全備なかりしに、正六位上源武好が編る名勝志は、旧記実録を拾ひて遺る方なく、いと正しく聞ゆ。

と記している。また、伊東氏も、これらの事柄を踏まえて、

・ 古文献の徹底的な検索引用と、それを現在の地理に比定する努力に注目すべき

・ 同時時代の山城國地誌の中でもこの文献至上主義はきわだっている。

と高く評価している。

武好が参照した明惠伝記と、神護寺・高山寺に関連した文献としては、先に紹介した「引用書目」には、「明

慧上人行状」・「明慧上人伝」・「高山寺上人別記」の伝記三点と、「高雄寺縁起」・「高山寺縁起」等が見出せる。これらは典拠から忠実に引用されていると推察される。野間氏の指摘の如く、武好の後半生「およそ三十年」の間に調査・編纂したとすると、延宝から元禄年間（一六七三～一七〇三）の頃となる。当時、彼が目にした明惠伝記を特定することにより、その流布状況を確認することが出来る。

このような事柄を踏まえて、調査を試みた。以下、その結果を報告してみたい。

二 「高山寺上人別記」と報恩院本「明惠上人行状 〈別記〉」

明惠伝記文献については、田中久夫・奥田勲・平野多恵⁽³⁾の三氏に詳細な研究がある。それによると、伝記文献は二系統に分けられる。一つは、行状系で、『高山寺明惠上人行状』と題され、漢字片仮名交じり文の『仮

名行状』と、真名書きの『漢文行状』が存している。も

云々】

う一つは、伝記系で、概ね『梅（梅）尾明惠上人伝記』と題され、漢字片仮名交じり文で記されている。⁽⁴⁾

以下、武好が参照した伝記の特定を試みたい。先ず

最初に、『名勝志』卷九に、高山寺の「○鎮守社壇四宇
〔有三間一面拜殿〕」（）は小書きを示す。以下、同）

の記述の中に、

一社（右方南端）住吉明神

①【右此神者自上人託胎之始与春日大明神相共殊致擁護云々嘉禎四年正月廿九日遷宮】⁽⁵⁾

②【明惠上人行状別記云】③【元久二年十二月】

④【請下紀州在田郡山中建立伽藍并春日住吉兩

大明神御宝殿安置彼形像上状】⑤【曰】⑥【去

建久二年欲企入唐之剋明神忽降】⑦【我并

住吉大神殊不相離汝也願莫捨我国遠行中他

國上云々】⑧【其後垂降臨說影像之形儀教

國繪之軌則成弁欲下為抑後恋因中尊容上奉レ

問生身之摸粧兩大明神之御影頭面手足々形質

等悉說之給云々】⑨【今此靈像者宝之中貴宝也

* 記号・括弧は稿者。以下、同。

①～⑨は一連の記述であり、②～⑨は小書き

とある。この中に②「明惠上人行状別記」とある本から検討してみたい。

しかし、検討を始める前に、二点ほど解明しておかなければならぬことがある。

先ず、高山寺に関連する記述では、①の如く、典拠を明記しない漢文体の説明が頻出している。調査すると、これらの多くは高信撰『高山寺縁起』から引用されている。⁽⁵⁾ ①も同縁起に、

一、社（右方南端）住吉明神 日本神也

右此神者、自上人託胎之始、与春日大明神相共殊致

擁護云々、上人存日尤有可奉勸請之議、仍滅後、為

富小路中納言盛兼卿之沙汰、奉勸請之、嘉禎四年（戊

戌）正月廿九日遷宮了、

（11ウ）

* 傍線は稿者。以下、同。

とある記述を典拠としている。実線は省略されている箇

所、波線は送り仮名が付されている語である。この他に、武好は返り点を付している。

のことから、武好が「凡例」で記している如く、漢文体の文章は真名で引用していることが確認出来る。また、訓点を付し、文を省略することはあるが、付加・改変はしていないこともわかる。

再度、①に着目すると、高山寺にある住吉明神について説明する中で、嘉禎四年（一二三二）正月廿九日、即ち、明惠入滅十日後（後述する如く、武好は明惠の歿年を誤解していた可能性がある）に住吉明神が遷宮されたと、「高山寺縁起」を引用して記すが、何処からなされたかが明示されていない。それを補うのが、「明惠上人行状別記」の記述である。補足説明であるが故に、小書きされたと推察される。

次に、「明惠上人行状別記」と記されている本について検討する。「行状」とあり、加えて、漢文体で引用されており、「漢文行状」が典拠と推察される。現在、「漢文行状」は、上山勘太郎氏藏本（以下、「上山本」と略記）と高山寺藏本（以下、「報恩院本」と略記）がある。奥

田氏によると、書写時期は、前者は「鎌倉時代の後期」、後者は、奥書に正保四年（一六四七）に「読合」（巻下・60ウ）とあり、「書写はこれと殆ど同時期か又は僅かに遡る頃」（補注（2））である。また、両本は、「比較すると、本文に異同があり、特に傍訓・送仮名において著しい差異が認められる」（「高山寺明惠上人行状」（漢文行状）（上山本）「凡例」と指摘されている。それ以上に両本が異なるのは、「上山本」は上・中・下の三巻であるが、「報恩院本」には「明惠上人行状〈別記〉」一冊が付されていることである。武好が「明惠上人行状別記云」として記す記述は、「漢文行状」三巻中には見出せないが、報恩院本「明惠上人行状〈別記〉」には存している。

この「明惠上人行状〈別記〉」は、奥田氏によると、「報恩院本書写校合の際（正保四年—稿者注）に、琳弁が蒐集した明惠乃至高山寺関係の資料をまとめた」（補注（2））ものである。③～⑨（⑤「曰」は武好の附加か）は、明惠が建仁二年（一二〇二）冬から入唐を企図するが、春日大明神が降臨し断念させられた経緯を語っている。⁽⁶⁾

その降臨の際に、明恵が春日・住吉両明神の尊容を図ることを願い、許可され、両明神の形質を示された。後日

完成し、元久二年（一一〇五）十二月に紀州在田に伽藍

を建立して奉納した折りに明恵が記した敬白である。こ

れは、『明惠上人行状』（別記）冒頭に「請下殊蒙十方施

主貴賤上_下恩恤トニ紀州在田郡山中_{建ニ立}一伽藍并

奉レ造_{宇基日}春日住吉両大明神之御宝殿_{安_申置}彼御形像上_状

（1才）として見出せる。また、『明惠上人行状』（別記）表紙見返には「秘密勸進帳」とあり、略称される場合があつたと推察される。この略称は記されておらず、武好

は表紙見返に気付かなかつたのであらうか。敬白（1才）（9才）は③の日付が最後（9才）にあり、④～⑨は記

述順に抄出されている（⑤については、先述）。番号と

記』の「去建仁二年冬比依」有別願專欲企入唐之

魁・明神忽降_{シテ}於小室」（2ウ～3オ）とある箇所の

傍線部を省略して引用されている。記されている如く、大明神降臨は建仁二年（三十歳）冬のことであり、それは明恵や喜海の著述（補注（6））とも合致する。しかし、武好は建久二年（一一九一。十九歳）のことと記す。書

写した際に生じた単純な誤記とすべきであらうか。

上述した如く、武好は『明惠上人行状』（別記）を披

其後応祈念一重垂降臨一説影像之形儀教図絵之軌キ

則_{大成弁欲下為レ抑後恋}圖_中尊容_上奉レ問生身之摸粧_{兩尺明神之御影頭面手足一々形一質等悉說レ之給}

（6才）

箇所。

とあり、記述が一部省略され、幾つか送り仮名が添加されている。ここでも、『高山寺縁起』と比較した場合と同様に、武好は本文は一部省略するが、文章を改変・添加することなく引用している。

後にも指摘するが、武好は文献中の年号に関しては余り配慮しなかつたようである。（6）は、『明惠上人行状』（別

記』の「去建仁二年冬比依」有別願專欲企入唐之

見していたことがわかる。とすると、当然、「漢文行状」

も「明惠上人行状(別記)」が付されている「報恩院本」からの引用と考えられる。次章では、「明惠上人行状云・「明惠行状云」として引用している箇所を中心に検討してみる。

路前^ニ為^{リト}八幡菩薩御使^ニ云々。

II ○平等心王院

明惠上人行状云元久元年(甲子)秋自^ニ紀州^ニ上洛。
九月三日移^ス住^ニ楨尾^ニ。

III ○高山寺(在^ニ梅尾山^ニ)寺務仁和寺門跡/明惠上人行状曰高尾^一院云々)

IV ○高山寺

明惠別伝云A【高弁上人、高雄文覺弟子(元亨釈書云

就^ニ上覺^ニ

落髮^{ニテ}

B【初ハ紀州白上^{シラカミ}ト云處ニ

就^ニ上覺^ニ

落髮^{ニテ}

C【文覺所勞難治ノ由同法ノ許ヨリ告ラ

レシカハ高雄へ帰給^ス。然ニ先師告云深ク思ヤウア

リ。此寺ノ近キ處ニ閑居ノ地多ケレバ柱^{マツ}テ草庵^ヲ結^ヒ

テ住シ給^ヘ。此山ノ奥ノ岩屋ノ向フニ大盤石アリ。

其躰興アリケレハ彼上ニ庵^ヲ作^リ進^スヘシ。尚モ心ニ

叶ハスハ梅尾ニ庵^ヲ造り進スヘシ。彼ニ過タル閑居

ハアラシ。処カラモ興アテ仏法久住スヘキ地形ナリ】

D【明惠行状云文治九年云々】E【運慶力造タル

釈迦像并唐本ノ十六羅漢^ヲ付属シ給】F【寺家説

云金堂釈迦付属像也】

I ○三日坂

『名勝志』第九と第十一に、「明惠上人行状云」、もし^くは、「明惠行状云」として引用されている例を検討してみたい。それらは、以下のとおりである。

III 「明惠上人行状」・「明惠行状」と「報恩院本」

明惠上人行状云十二三歳之時。有^リ下欲^レ出^{ント}高尾^一

事^上。而父母奉^レ獻^二我^ヲ於^リ藥師如來^ニ先可^レ申^レ身暇^一

又八幡大菩薩^ニ可^キ申^レ暇^ノ之由思^レ之。或夜夢云

已出^ニ高尾^ヲ赴^ク三日坂^ニ之間。大蛇拳^レ首^ヲ進^メ來^リ横^ニ塞^ス

V ○明惠上人墓（在禪堂院傍）

明惠上人行状云寛喜三年十月十九日。奄然寂。

春秋六十。同廿一日葬（禪堂院後）

VI ○楞伽山

明惠行狀遺跡平洗辺留水毛入海乃石止思辺波卒都末之幾哉

同（高弁上人）

*「乎・辺・留・毛・乃・止・辺・波」は小書き

VII ○平岡善妙寺

明惠上人行状云貞応二年上覚上人定（善妙寺）四至

被付（梅尾）

『名勝志』第十一

VIII ○塔尾（号佛光山）

明惠上人行状云G【建保六年賀茂神主能久頻依奉レ嘱請上人賀茂社之後去二十余町建立別所構数字房舍経藏等】号（佛光山）H【又云賀茂別所神宮後廿余町神山内塔尾脚云々】

* 句点は稿者。

『名勝志』は、明惠伝記に関しては、「明惠上人行状」。

「明惠行状」からの引用が最も多く、以上の八例（IVはD）を見出すことが出来る。これらの分析により、武好が「漢文行状」は「報恩院本」を参照した可能性が高いことを示し、次に、「文献至上主義」（伊東氏）と称される武好の文献引用方法について、気付いたことを記してみたい。

武好が引用するI・III・V・VIを、「上山本」・「報恩院本」で確認すると、両本共に参照された箇所を特定することが出来る。両本は「送仮名において著しい差異が認められ」（凡例）、また、先述した如く、武好は訓点を多く付加しており、送り仮名等の有無から、何れの本を参照したかを特定することは困難である。しかし、IV・V・VIを

詳細に検討すると、武好が「報恩院本」を参照した故の記述・誤記と推察される箇所を見出すことが出来た。以下、示してみる。

VIの歌は「石止思辺波」（先述した如く、「止・辺・波」は小書き）とある。典拠を正確に書写したとすると、「上山本」巻中の「石登思辺波」（23張。「登・辺・波」は小書き）と異なる。しかし、「報恩院本」巻中（40ウ）とは同文である。微細な記述の相違ではあるが、武好が「報

恩院本」を披見したと判断出来る重要な根拠の一つである。

武好が、年号に余り配慮しなかつた例は、先に指摘したが、IVとVは、「報恩院本」を参照した故に、年号を誤読し、誤記した例と考えられる。

奥田氏は、「漢文行状」は『仮名行状』に比して、伝記を「編年体」で構成するという「一つの編輯意識」があつたことを指摘する（補注（2））。それは、「漢文行状」が年号・月・日、あるいは年齢を段落の冒頭において記す場合が多いことからも窺える。例えば、「同三年」・「同十九日」等とあると、直前、もしくは、少し前の段落冒頭を参照すれば年号や月が判断出来る。以下に示す例は、

武好が本文を精読しておれば防げた誤読である。しかし、彼も、先に記した如く、年号や月を確認するために、前の段落冒頭の記述を手掛かりに、それらを特定したと推察される。

「上山本」と「報恩院本」を比較すると、その記述方法の相違は歴然としている。「上山本」は年号・月・日を段落冒頭において記す傾向がある。しかし、「報

恩院本」を書写した人物は、そのような配慮に欠けていた。

IVは「明恵別伝」を参照し、Dは「明恵行状」で確認し、注記を付しているが、「文治」は六年（一一九〇）四月迄しかなく、「文治九年」は誤記である。その因は、武好が「報恩院本」を参照した故と推察される。以下、考

察してみる。

「明恵別伝」の所在は報告されていない⁽⁸⁾、今後とも調査が必要であるが、漢字・片仮名交じり文で記されており、伝記系に属する本と考えられる。また、Aの如く、明恵の師を上覚ではなく文覚と記していることも、伝記系であることを示唆している。何故なら、伝記系には、「高雄ノ上人」・「文覚上人」とはあるが、上覚の名前は見出せない。「高雄ノ上人」は著名な文覚と解されているようである。故に、武好は『元亨釋書』卷第五〔十六就「上覚・剃落」とある〕を参照して、注記を付す必要があつたと考えられる。Bの如く、建久年間に明恵は紀州白上で厳しい修行を行つてゐるが、「云處・二住給云々」という表記は、記述を要約したことを示してゐる。武好

が直接「明惠別伝」を参照したのはCとEの箇所と考えられる。武好は、「報恩院本」を参照していることや、「名勝志」の記述からも、高山寺に赴いて伝記や伝承、遺跡等を確認したと思われる。⁽¹⁾

例えば、「明惠上人資料 第一」（補注（4））には、現高山寺所蔵の伝記系で、文覚に関するCとEの逸話を有する三伝本が紹介されている（武好が調査した際に同寺に所蔵されていたか否かは不明）。しかし、Cにある記述、「其躰興アリケレハ」が「梅尾明惠上人物語」（12オ）・『梅尾明惠上人伝』上（12ウ）に、また、「枉テ草菴ヲ結テ住シ給ヘ」が『梅尾明惠上人伝記』（3ウ）に見出せない。先に、検討した如く、武好は本文を省略・要約はするが、増補することはない。故に、これらの本を参照していないと考えられる。因みに、『梅尾明惠上人伝記』（以下、「版本」⁽¹³⁾と略記）巻上と比較すると、微細な異文は存するが⁽¹⁴⁾、先に指摘した二箇所の記述があり、大略は同文である。「明惠別記」は「版本」に近似した本と考えられる。

これらのことと踏まえて、Dの誤記の原因を推察して

みたい。

「報恩院本」巻上で調査すると、伝記系と同様にCとEの逸話（37オ～ウ）があり、その直前には年号は記されていない。しかし、逸話の直後に、

同九年八月廿五日・探玄記第一卷・与五六許輩学

衆一読始之（37ウ～38オ）

*「・」は「朱筆の句読点」（補注（4））、以下、同。とある。しかし、伝記系諸本は「探玄記を講ずと云々」（「版本」巻上）とあるのみで、年号は略されている。「報恩院本」に「同九年」とあり、武好はこの記述を参考し、「文治九年」と判断したと推察される。

因みに、「上山本」巻上で、この逸話の少し前から、改行され、段落冒頭に記されている年号・年齢を追つていくと、「文治四年（戊申）生年十六歳」（7張）・「生年十八歳」（9張）・「生年十九歳」（10張）・「建久四年（癸丑）」（13張）・「同六年秋」（同）とあり、文覚の発言等に統いて「同九月八月廿五日」（正22張）である。即ち、「同九年」は建久九年（一一九八）と容易に理解出来る。しかし、同様のことを、「報恩院本」巻上で行うと、「文治四年（戊

申〉生年十六歳」(12ウ)は、改行され、冒頭に記されているが、以下は、一度改行(20ウ)されるのみで、全て行中に、「生年十八歳」(15ウ)・「生年十九歳」(17オ)・「建久四年〈壬午〉」^契(21ウ)・「同六年秋」(23オ)、そして、「同九年」と続く。武好が「報恩院本」を手にして、「文治四年」を確認し、文中に記された以後の年号に気付かず、「同九年」を見出したとする。それを「文治九年」と誤読した可能性が高い。「上山本」を参考しておれば、その可能性は低かつたと考えられる。

Vは明恵の入滅と墓所に関する記述である。後半部は「報恩院本」卷下・59オ〔「上山本」卷下・31張も同文〕を参照したと推察されるが、注意すべきは「寛喜三年十月十九日」という明恵入滅の年号と月である。行状系・伝記系共に、明恵の入滅は寛喜四年(貞永元年)正月十九日であり、異説は存していない。何故、このような基本的な事柄に誤記が生じたのであらうか。これも、IVと同様に、武好が「報恩院本」を参考した故と考えられる。行状系卷下の後半部、特に、明恵発病後の記述は、年号・月・日を記す都度、段落が頻繁に改められている。

段落冒頭の記述を参考して、「報恩院本」卷下で明恵入滅の日「同十九日」(52ウ)の年号と月を確認すると、「寛喜二年二月」(32ウ)・「又同三月廿九日」(34オ)・「同三年〈辛卯〉從十月一日」(34ウ)・「同十一日」(42オ)・「同十六日」(46オ)・「同十八日辰時」(50ウ)・「同日酉刻」(51ウ)・「同十九日辰一点」(52ウ)・「寂滅」(59オ)となる。寛喜三年十月一日から、十一日・十六日・十八日・十九日と日にちを追つて記述されており、武好の記す如く、「寛喜三年十月十九日」が入滅日となる。

しかし、「上山本」卷下で、同様に、段落冒頭の日付けを追つていくと、一箇所異なっている。それは、「同三年〈辛卯〉從十月一日」(19張)と「同十一日」(23張)の間に、「寛喜四年〈壬辰〉正月上旬」(22張)で始まる段落の存していることである。「報恩院本」卷下では同所は、

〔已上・々人所談大概也・取要記之〕寛喜四年〈壬辰〉正月「上旬・病氣追_テ日增_ス・(41オ~ウ)

* 「」は「表」と「裏」の変更を示す(補注(4))。とあり、行の下部に年号と月が記され、直ちに裏面に続

いており、武好はこの記述に気付かなかつたと推察される。ここでも、武好誤記の原因を、「報恩院本」の書写方法に求めることが出来るのではなかろうか。

以上のことから、VIの記述の相違、IV・Vの誤記の原因は、武好が『明惠上人行状』(別記)を参照した際に、これらの箇所も「報恩院本」から引用したと考えるべきであろう。

本章の最後に、VIIを検討してみたい。Hの冒頭に「又」とあり、GとHは「明惠上人行状」からの引用と解される。しかし、該当する箇所は「報恩院本」卷下には、
g【建保六年】(戊寅)秋比・聊依^レ有^ニ煩事^ヲ・去^ニ
梅尾^ヲ遷^シ h【賀茂別所神宮後隔廿余町神山内塔
尾脚^ヲ・】神主能久結^ニ構四五宇僧房^ヲ・建立^シ一字
經藏^ヲ・施^フ予上人^ヲ(此所号^ニ佛光山^ト) (13才)
とある。hはHに該当するが、Gの部分はg【建保六年】
のみが同一である。「報恩院本」には、「建保六年」の記事としては、「同年冬比」(13ウ)に明惠が隨求陀羅尼法で病者を加持したとあり、能久には言及していない(「上山本」卷下(7張)も同文である)。故に、武好はこの

箇所を参照していないことがわかる。調査すると、「高山寺縁起」石水院に、

同(承久一稿者注)三季夏天下大乱之刻、g【賀茂神主能久頻依奉囑請上人、賀茂社之後去二十余町、建立別所構数字房舎、經藏等、号佛光山】

(20オーヴ)

と、「建保六年」以下がGと同文で見出すことが出来る。しかし、それは「高山寺縁起」が承久三年(一一二二)の記事としているものである。

武好は、「明惠上人行状云」としながらも、Gは「高山寺縁起」(年号は「報恩院本」)、Hは「報恩院本」から引用している。引用典籍の記述に混乱がみられる。武好が転写した際に犯した、単純な誤りとすべきであろう。

四 片仮名書きと平仮名書きの「明惠伝」

『名勝志』には、「明惠伝」から三箇所引用されている。

それらは、

(イ) ○練若台 〈真言伝云高山寺、西峯上云々／明惠伝同之○七處遺跡之二〉

(ロ) ○楞伽山 〈明惠伝云高山寺、後三町許ヲ去テ一ノ峯／ヲトテ楞伽山ト名ク○七處遺跡之三〉

(ハ) ○遺跡窟 〈定心石奥○七處遺跡之五〉

明惠伝云定心石の奥大盤石あり其石の上に仏の御足の跡をゑり付て供養をなし給仍遺跡窟と名付同伝

満月の面を見ざる悲しさに岩ほの上に足をこ

である。

(ロ) を基準にして推察すると、漢字片仮名交じり文

であり、直接の典拠ではない。

であり、「明惠伝」は伝記系と判断される。前章で検討したIVの「明惠別伝」も伝記系であり、伝記系の複数の本が参照されたと考えられる。引用は、この三例であるが、明惠伝記の受容を考える上で、考慮すべき事柄が見出せる。

提示した順序とは異なるが、(ロ)と(ハ)から検討

してみたい。(ロ)は漢字片仮名交じり文で、(ハ)は漢

字平仮名交じり文である。先の「凡例」に示された編纂方針に従うと、彼が目にした本は、共に「明惠伝」と題されではいたが、異なつた仮名遣いの本であったことになる。現存まで目にすることが出来た明惠伝記で、漢字

平仮名交じり文の本は高山寺藏『明惠上人行状(総伝記)』三巻のみである(補注(4)に翻刻)。同行状は、詞書著者未詳で、絵師三宅高信(一六七九年歿か)が描き、元禄三年(一六九〇)成立、または同年に転写された本

(補注(2))と推察される。武好が披見した可能性はあるが、詞書は伝記系のみにある、北條泰時と明恵の親密な関係を詳述したもので、(ハ)の和歌は含まれておらず、

(ハ)は詞書・和歌共に、「版本」巻上(149~150頁)と、ほぼ同文である。武好の編纂態度から推察すると、漢字平仮名交じり文の「明惠伝」が存していたとすべきであろう。多くの伝記系写本上巻後半部は、明恵の和歌が集中的に集められており、歌集の如き様相を呈している。

あるいは、そのような部分のみを平仮名書きに改めた本

が作成され、武好がそれをしてゐたのであらうか。今後とも調査が必要である。

(イ) は、練若台の場所が『真言伝』にも記されていることを示し、「明惠伝」で補つてゐる。事実、『真言伝』卷第七には、「寛喜三年四月比高山寺西^{トス}峯上一字草^ヲ巻力マエテ練若台^{トス}号」とあり、伝記系の本、例えば、「版本」巻上に「同年四月に、梅尾の西峯の上に一宇の庵室を構へて練若台と号す」(140頁)とあり、近似してゐる。しかし、『真言伝』編者栄海が参照したのは、『漢文行状』であつた。⁽¹⁶⁾「上山本」巻下に、「西^{トス}峯上構一字庵室^ヲ号練若台」(5張。「報恩院本」巻下・9ウ)とある。武好が「報恩院本」では確認することが出来なかつたのであるうか。

(イ) のような記述方法から推察すると、先に『真言伝』で練若台に関する記事を見出し記録し、後に、「明惠伝」でも同一の記述を目にし注記したと解ることが出来る。武好は、資料の信頼性を斟酌するよりも、遺跡に言及する記事を検索することを重要視していたと推察される。

五 まとめ

『名勝志』第九と第十一には「明惠上人行状別記」・「明惠上人行状」・「明惠行状」・「明惠別伝」・「明惠伝」といふ、五種類の明惠伝記が引用されている。この中で、「明惠上人行状」と「明惠行状」は、「行状」との呼称、漢文体で引用されていることから『漢文行状』と判断される。また、「明惠上人行状別記」は「明惠上人行状(別記)」であり、参照された箇所も見出せ、「報恩院本」が参照されたと断ずることが出来る。また、「上山本」ではなく、「報恩院本」を武好が手にしていたことは、極めて微細ではあつたが「上山本」と異なる記述が見出せたこと、「上山本」を参照したとすると生じ難い、年号に関する誤記が存していることからも推察できた。武好は高山寺に赴き、「報恩院本」を披見したと考えられる。

次に、「明惠別伝」と「明惠伝」であるが、引用が一部漢字片仮名交じり文、あるいは、平仮名交じり文と異なつてゐるが、行状系にはない記述もあり、伝記系の本を考えられる。本の呼称も異なつており、複数の伝記系の本

本を参照したと推察される。現存流布している明惠伝記は、伝記系が圧倒的に多いことは奥田（補注（2））・平野（補注（3））両氏に詳細な調査がある。先述した如く、それらの中から、調査した限りでは、全く同文の本を見出すことは出来なかつた（異文は、転写、もしくは要約等によって生じた可能性もある）。今後ともより広範な調査が必要である。

しかし、「引用書目」を参照すると、少し様相が変わつて来るのではなかろうか。「引用書目」は『名勝志』が参照・披見した文献の一覧表であり、最終段階で作成されたと考えるのが自然ではなかろうか。それは、過去に利用した文献を再確認するという意図も含まれていたはずである。そこには、明恵の伝記と推察されるものは、先述した如く、「明慧上人行状」・「明慧上人伝」・「高山寺上人別記」の三本のみが挙げられている。「明慧上人行状」・「高山寺上人別記」⁽¹⁷⁾は「報恩院本」である。残る「明慧上人伝」が伝記系の本と考えられる。『名勝志』では、「明惠別伝」・「明惠伝」と書き分けられてはいるが、武好が手にしていたのは、同一の本であった可能性もある。とす

ると、先に指摘した如く、漢字平仮名交じり文の引用は、明恵の和歌が集中している箇所からなされている。概ね、『名勝志』の和歌は平仮名で記されており、片仮名書きを武好自身が書き改めたと推察することも出来るのではなかろうか。参考したのは、最も容易に入手出来た寛文五年の「版本」（補注（13）参照）と考えられる。今後とも、調査が必要である。

最後に、「文献至上主義」と評されている武好の文献の参照方法について、明恵文献に関してのみの調査ではあるが、気付いたことを幾つか記してみたい。勿論、現代の学問の基準を江戸期の地誌の編者に求めるることは出来ない。しかし、「報恩院本」の細部の記述まで忠実に転写されており、文献を重視していたことは否めない。だが、その幾つかには、誤記・誤写、事実誤認が存していた。その原因是、読者の理解を容易にすることを意識した故に生じたと考えられる。そのことは、漢文文献に多くの訓点が付されていること、「近代の人の説」（凡例）を注記として付記していること等からも推察される。それに加えて、各地の文献所蔵者を尋ね、披見を請

い、短時間に転写したと想像されること、また、三十年もの時間を要して編集されており、編纂方針の変更や、幾度か行われたと考えられる転写等々も、誤写や誤読を生んだのではないか。しかし、最大の原因是、存在しない年号「文治九年」と記し、高山寺で調査を行ひながら、明惠の歿年を誤記する等、武好は地誌を調査することに急であり、史実に対する関心が希薄であつたと推察される。また、「名勝志」の眼目の一つは「引用書目」の存在である。しかし、これも明惠伝記に関する調査のみではあるが、残念なことに、「引用書目」と本文中に引用される際の文献の呼称が異なっている。

補注

- (1) 田中著『明惠』(人物叢書。吉川弘文館。一九六一年)。
- (2) 奥田「解説」「明惠上人資料 第二」(高山寺資料叢書 第一冊。東京大学出版会。一九七一年)。
- (3) 平野著「『明惠上人伝記』の系統と成立」「明惠—和歌と仏教の相克—」(笠間書院。一〇一一年)。
- (4) 明惠伝記の引用は、注記無き場合は『明惠上人資

料 第一』(高山寺資料叢書 第一冊。東京大学出版会。一九七一年)より行う。また、各伝記の「凡例」も同書。

- (5) 『高山寺經藏典籍文書目録』(高山寺資料叢書)によると、現在高山寺には「高山寺聖教類第一部299」(永祿五年(一五六二)校合本)・「同 第四部第一〇九函3」(「室町中期写」)二本の『高山寺縁起』が所蔵されている。武好が調査を試みた時期も、同様であつたと推察される。何れの本を披見したかは不明であるが、後者には「○高山寺資料叢書第一冊所収ノ第一部299号ト同内容ノ本ナリ」との注記があり、本稿では、補注(4)の翻刻本を参照し、検討する。

武好は、「高山寺縁起三云」(巻九・巻十五)として引用する場合もあるが、その多くは典拠を示さずに記している。なお、引用に際しては、以下論ずる如く、送り仮名・返り点が付され、記述が省略される場合がある。

(6) 建仁年間の渡竺企図と断念の経緯は、明惠が同三年八月八日に著した『十无尽院舍利講式』や喜海撰『明惠上人神現伝記』(高弁記とともに)に詳述されている。

(7) この歌は、「明惠上人集」には見出せないが、伝記系には載せられている。しかし、第五句は「ナツカシキ哉」（興福寺藏『梅尾明惠上人伝』上・23才）。

(8) 『国書総目録』（岩波書店）に、「国朝書目」に「明慧別伝」一巻とあることが記されているが、所蔵は不記。『高山寺經藏典籍文書目録』等にも、「明惠別伝」は見出せない。

(9) 明惠と文覚・上覚については、前川健一著「文覚・上覚と明惠」「明惠の思想的研究—思想構造と諸実践の展開—」（法藏館、二〇一二年）が詳しい。

(10) 「凡例」にも「諸書の内容多く文長きは要を摘要略書す」とある。

(11) IVのFに「寺家説云」とあり、高山寺僧侶から得た情報を探している。他にも、「寺僧云」（阿弥陀堂）、

「今在茶園中」（外畠、石塔一基）等とあり、高山寺に赴いていたことが確認出来る。その際に、「報恩院本」を披見したのであろう。あるいは、「明惠別伝」や、次章で検討する、「明惠伝」も高山寺所蔵本の可能性もある。

(12) 多くの伝記系諸本が「其軀興アリケレハ」、または、「枉テ草菴ヲ結テ住シ給ヘ」の箇所を欠落させている。両記述を有している本は、「伝記系諸本の中で最も古い時代の書写本」（補注(2)）である興福寺藏『梅尾明惠上人伝』上（10ウ）、「諸写本のうちでも最も古態を保つ草稿本的性格を持つ伝本」（補注(3)）である慶應義塾図書館蔵・貞治三年（一三六四）書写的『梅尾明惠上人伝』上（18オーヴ）、東寺觀智院蔵『明惠上人伝記』上冊（23オ）、柏谷隆宣「東寺觀智院蔵『明惠上人傳記』（上冊）翻刻」「空海の思想と文化」（ノンブル社、二〇〇四年）、「版本の版下であった可能性が高い」（補注(3)）大倉精神文化研究所蔵『明惠上人伝記』（「仁和寺A本」12ウ）、「版本」（補注(13)参照）等である。

(13) 平仮名交じり文で翻刻されているが、「版本」は「片仮名交じり表記」で寛文五年（一六二八）・宝永六年（一七〇九）に「同版」（岩波文庫『明惠上人集』「凡例」「解説」）で刊行されている。武好が参照したとすると、寛文五年版と考えられる。引用・頁数は同文庫本。

(14) 近似する記述が殆どであるが、『名勝志』「告ラレシカハ」・「閑居ノ地多ケレバ」が「版本」卷上では「告げたびしかば」・「閑居の地多し」^(118頁)とある。他の伝記系も「版本」に近似している。

(15) 本和歌は「明惠上人集」や行状系に見出せなく、伝記系のみに存している。

(16) 野村「明惠上人伝記の研究—『真言伝』卷七の高弁上人伝を巡つて—」『文藝論叢』第七十号(一〇〇八年三月)。

(17) 平野氏が調査した二十六本の中で、「明惠上人伝」とあるのは、親王院本(東京大学史料編纂所藏)と穗久邇本(日本古典文学影印叢刊17。貴重本刊行会)である(補注(3))が、共に内題は「梅(梅)尾明惠上人伝」とあり、補注(12)で指摘した箇所の記述を欠いている。

引用は次の典籍より行つた

『塩尻』(日本隨筆大成第三期。吉川弘文館)・『元亨釈書』(新訂増補 国史大系)・『真言伝』(説話研究

会編、勉誠社)